

漁業法第 31 条の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について
(山形県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業)

漁業法第 31 条の規定に基づき、知事管理区分「山形県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業」の漁獲量等を公表します。

令和 5 年 6 月 20 日
山 形 県 知 事

- 1 漁獲量等の公表を行う管理区分
知事管理区分 山形県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業
(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合 (令和 5 年 6 月 20 日現在)
98.9 パーセント (A/B)
(漁獲量 (A) : 13,347 トン (速報値))
(漁獲可能量 (B) : 13.5 トン)